

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第14号

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市旅費条例施行規則（昭和26年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅行命令の基準)</p> <p><u>第2条</u> 条例第1条の職務上旅行する場合は、電信、電話、郵便等の連絡手段によっては用務の遂行をすることができないときで、<u>かつ</u>、予算上旅費の支出が可能のときに限り発するものとする。</p> <p>(視察講習等の旅費)</p> <p>第3条 条例第8条の規定により視察、講習、研修、学校派遣その他これらに類する目的のため旅行するときは、宿泊料は、その内容により定額の2割以内を減額することができる。</p>	<p>(旅行命令の基準)</p> <p><u>第1条の2</u> 条例第1条の職務上旅行する場合は、電信、電話、郵便等の連絡手段によっては用務の遂行をすることができないときで、<u>且つ</u>、予算上旅費の支出が可能のときに限り発するものとする。</p> <p><u>(公用の船車の意義)</u></p> <p><u>第2条</u> 条例第8条に定める公用の船車とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>市所有の車</u></p> <p>(2) <u>市所有の乗車券によって無賃乗車する車</u></p> <p>(3) <u>他から無償で借り受けた船又は車</u></p> <p>(視察講習等の旅費)</p> <p>第3条 条例第9条の規定により視察、講習、研修、学校派遣その他これらに類する目的のため旅行するときは、<u>日当及び宿泊料</u>は、その内容により定額の2割以内を減額することができる。</p> <p><u>2 次に掲げる場合においては、旅費の定額を減額し、又は旅費の全部又は一部を支給しない。</u></p>

(旅費の精算手続)

第4条 条例第11条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため支出命令権者の承認を得た場合のほか、旅行の完了した日の翌日から起算して14日間とする。

2 条例第11条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納告知の日の翌日から起算して14日間とする。

(旅費の調整)

第5条 条例第23条第1項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を要しない場合には、それぞれの額を支給しない。

(2) 市費以外の経費から旅費が支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち市費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。

2 条例第23条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 宿泊施設が指定されている場合その他当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると認める場合においては、宿泊料定額を超過して現に支払った額を増額して支給する。

(2) 当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合は、

(1) 他より旅費の一部又は全部を負担又は支給されるとき。

(2) 予算の都合上必要のあるとき。

(3) その他必要と認めるとき。

(特定地日当)

第4条 条例第15条第2項に規定する地域（以下「特定地」という。）及び同項の規定による日当の額は、別表のとおりとする。

2 1日に2箇所以上の特定地へ出張する場合の日当の額は、その額が最も多い特定地に係る日当の額を支給する。

その必要とする旅費を支給する。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。